

多久市緑が丘弓道場 利用の手引き

多久市緑が丘弓道場は、近的射場幅約24m、遠的射場幅約16mで、県内最大の弓道競技施設です。市民が生涯に渡って弓道ができる環境を支援し、また、県内の弓道競技の拠点施設として、競技力向上や弓道愛好家のコミュニティ活動の活性化を図ることによるスポーツ振興を目的としています。



多久市緑が丘弓道場は、JR多久駅北口から徒歩5分の場所にあります。また、多久IC（長崎自動車道）から車で5分の場所であり、無料駐車場を完備しておりますので、車でのご来場も便利です。

●開館時間

午前8時30分から午後9時30分まで

●休館日

毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）・年末年始（12月29日～翌年1月3日）



※黄色の線は、自動車での行き方

※赤色の線は、多久駅から徒歩での行き方（徒歩約5分）

目次

施設を紹介	1 頁
使用区分と使用料金	2 頁
1. 施設の使用区分等について	3 頁
(1) 団体での使用	
(2) 個人での使用	
(3) 初心者の使用	
(4) 入場者の制限	
2. 施設の使用手順	4 頁
(1) 団体の一般予約	
(2) 個人使用	
(3) 使用料の納付	
(4) 使用料の減免	
(5) 当日の使用手順	
(6) 備品の貸出し	
(7) 予約のキャンセル	
(8) 更衣室の使用	
(9) チラシ・ポスター等の配架及び掲示	
3. 施設の使用上の注意事項	8 頁
(1) 全般・各施設共通事項	
(2) 近的・遠的・巻藁室の使用上の注意事項	

●施設の紹介

- ・ 多久市緑が丘弓道場 多久市北多久町大字小侍 1100 番地 1

近的 10 人立、遠的 6 人立、ミーティングルーム 2 室

駐車場 30 台、身障者用駐車場 2 台（近接駐車場有）

（隣接施設）

- ・ 緑が丘社会体育館 多久市北多久町大字小侍 1100 番地 1

アリーナ部 28m × 32m、ミーティングルーム

バレーボール（2 面）、バドミントン（6 面） 駐車場は弓道場と共有

※弓道場と渡り廊下でつながっており、一体的な利用が可能です。別途予約が必要です。



●使用区分と使用料金

【多久市緑が丘弓道場】

○占用使用（貸し切り）

（※消費税抜き）

区分			占用使用 1時間当たり
近的	全面	一般	1,500円
		高校生以下	750円
	半面	一般	750円
		高校生以下	370円
遠的	全面	一般	900円
		高校生以下	450円
	半面	一般	450円
		高校生以下	220円
ミーティングルーム			1室当たり 120円

○個人使用（非貸し切り）

（※消費税抜き）

区分		個人使用 1時間当たり
近的・遠的	一般	100円
	高校生以下	50円

【緑が丘社会体育館】

○占用使用（貸し切り）

（※消費税抜き）

区分			占用使用 1時間当たり
全面	一般	市内者	400円
		市外者	800円
	高校生以下	市内者	200円
		市外者	400円
半面	一般	市内者	200円
		市外者	400円
	高校生以下	市内者	100円
		市外者	200円
ミーティングルーム	一般	市内者	200円
		市外者	400円
	高校生以下	市内者	100円
		市外者	200円

※共通事項 利用時間数に1時間当たり単価を乗じた額の合計額に消費税率を乗じた額が使用料金となります。なお、算出した額に1円未満の端数がある場合は切り捨てた額となります。

1. 施設の使用区分等について

(1) 団体での使用

団体での利用は占有利用を原則とし、2名以上で登録する必要があります。

団体を登録する場合は、「団体登録申請書」を記載の上、団体員名簿を添付し、提出してください。なお、毎年登録が必要となります。

(2) 個人での使用

個人使用予約も可能です。当日受付で、団体占有使用がなければ利用可能です。

(3) 初心者等の使用

次の事項を厳守ください。

①初心者（矢所が乱れない程度に達していない方）は、

18歳以上の弓道経験者（責任者）と同伴にて使用してください。

②高校生以下の利用は、

原則、学校の部活動の顧問又は18歳以上の弓道経験者（責任者）と同伴にて使用してください。

(4) 入場者の制限

次に該当する方の施設への入場はお断りします。

①凶器、劇薬その他危険物又は動物を携行する方

※身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の同伴は許可しています

②公序良俗を乱すおそれがあると認められる方

③他人に危害を及ぼすおそれがあると認められる方

④その他教育委員会が不適當と認める方

2. 施設の使用手順

占有使用は、使用したい場所をあらかじめ予約（電話）する必要があります。

手順1 予約状況の確認

- ・予約空き状況の確認を担当窓口に行い、仮予約をしてください。

手順2 使用申請書の提出

- ・「体育施設使用許可申請書」を担当窓口提出してください。大会等を行う場合は、開催要項等を添付してください。

手順3 許可書の発行

- ・予約が確定したら、許可書を発行します。利用の際はご持参ください。
- ・使用料の支払い方法・時期は、事前に担当窓口でご確認ください。

【使用申請受付窓口】

- ・多久市緑が丘弓道場・・・(団体占有予約)

窓口：多久市教育委員会

市役所4階（北多久町大字小侍7番地1）

電話：0952-75-8022

なお、利用の際の鍵の貸し出しについては、（一財）多久市体育協会で行います。

（営業時間 8：30～21：30 休業日 月曜日（祝日の場合は火曜日））

時間外に鍵の貸し出し・返却が必要な場合は、多久市教育委員会に相談ください。

・ 多久市緑が丘弓道場の個人利用予約窓口：(一財) 多久市体育協会

・ 緑が丘社会体育館・・・窓口：(一財) 多久市体育協会

多久市体育センター（北多久町大字小侍 286 番地 24）

電話：0952-75-5385

(1) 団体の一般予約

団体での占用使用の一般予約は、使用予定月の2か月前の最初の営業日から受付を行いますので、「2. 施設の予約手順」に従い予約してください。

占用使用の当日受付は行っていませんので、注意してください。

施設の備品が必要な方は、予約と合わせて窓口申し出てください。

(2) 個人使用

個人での使用は、近的・遠的両方について、占用使用予約が入っていなければ予約・使用ができます。事前予約だけでなく、当日、窓口でも受付を行います。当日受付の場合の占用使用の状況は、多久市体育協会でご確認ください。

(3) 使用料の納付

①事前予約の場合は、許可書と合わせて納付書を送付しますので、使用日までにお支払ください。

②当日受付の場合は、多久市体育協会窓口にて使用料をお支払ください。領収書を発行します。

(4) 使用料の減免

上記1.(1)により登録を行った団体について、活動内容により利用料の減免が

受けられる場合があります。詳細は多久市教育委員会にお問い合わせください。

(5) 当日の使用手順

- ①多久市体育協会窓口で鍵をお渡しします。窓口で使用許可書を提示の上、鍵の貸出簿に記載し、鍵を受け取ってください。受け取った鍵は、他の利用者も使用できるよう、玄関ホールホワイトボードに設置している鍵置場（マグネットフック）に掛けてください。
- ②最終利用者は、施錠した上で返却し、貸出簿に記入し、窓口職員の確認を受けてください。

(6) 備品の貸出し

施設に備え付けの弓具以外の備品は、使用目的の範囲内で利用できます。ただし、持ち出しは禁止します。

なお、備え付けの弓具（初心者用の弓・矢・弾、遠的用的紙、近的用的（粹・紙）等）については貸出しに対応していませんので注意してください。

また、許可を受けた団体が、用具庫や倉庫等に保管している用具も原則使用できません。（利用者で当該団体に直接許可を得た場合はこの限りではありません。）

(7) 予約のキャンセル

- ①予約のキャンセルは、使用日の7日前（7日前が休館日の時はその前日）までに窓口へ連絡ください。6日前からはキャンセルの場合でも使用料が発生します。

【具体例】									予約日
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
29	30	31	1	2	3	4	5	6	7
上記7日前まで			上記6日前から						

②予約内容の変更

予約内容の変更を行いたい場合は、多久市教育委員会窓口へ連絡ください。変更

内容・時期によっては、①の取扱いとなる場合があります。

(8) 更衣室の使用

更衣室の使用料は無料です。なお、更衣室内に置いたままの用具等については、

落とし物として一定期間保管後処分しますので、ご了承ください。

(9) チラシ・ポスター等の配架及び掲示

スポーツ振興等の情報提供の一環として、団体活動等のチラシ・ポスター等を玄関ホールのホワイトボードに掲示できます。希望される場合は、窓口までご連絡ください。壁及び窓ガラスへの直接貼り付けは禁止とします。

3. 施設の使用上の注意事項

(2) 近的・遠的・巻藁室の使用上の注意事項

事項	内容
近的	<ul style="list-style-type: none">・射場シャッターは、動かしたいシャッター全てを開錠し移動させてください。使用後は元に戻し、全て施錠してください。・的場に入るときは、回転灯又は赤旗を使用し、安全を確認した上で進入してください。・使用後は、安土の整備を行ってください。他の使用者が残る場合は、使用者間で調整してください。・的紙、的枠、合串等は持参ください。
遠的	<ul style="list-style-type: none">・射場シャッターは、動かしたいシャッター全てを開錠し移動させてください。使用後は元に戻し、全て施錠してください。・的場に入るときは、回転灯又は赤旗を使用し、安全を確認した上で進入してください。・遠的台を設置していますので、的、合串等は持参ください。・使用後は、遠的台にシートをかぶせ、ロープで止めてください。
巻藁室	<ul style="list-style-type: none">・弓道場全体の共有部ですので、占用せずに利用してください。

(2) その他注意事項

事項	内容
条例、規則、利用規定等の順守	<ul style="list-style-type: none">・施設使用中は「使用許可書」を必ず携帯してください。・条例等や職員の指示に従わなかった場合、また、目的外使用・迷惑行為・危険行為を行った場合は、施設使用をお断りします。
施設の電気・水道の利用	<ul style="list-style-type: none">・使用目的の範囲内で認めますが、節電・節水に努めてください。
飲食について	<ul style="list-style-type: none">・施設内は、原則、飲食禁止です。
禁煙について	<ul style="list-style-type: none">・施設内は全面禁煙です。
ごみ等の処理	<ul style="list-style-type: none">・ごみは、すべて各自で持ち帰りください。
施設の清掃	<ul style="list-style-type: none">・使用した施設のフローリングは、モップ掛け（乾拭き）をお願いします。水拭きはしないでください。
貴重品の管理	<ul style="list-style-type: none">・貴重品は各自で責任をもって管理し、紛失・盗難については、施設管理者では一切の責任を負いません。
施設の退出	<ul style="list-style-type: none">・備品を元の位置に戻し、電源スイッチを切り、施錠してください。・鍵は、使用終了時間（厳守）までに窓口に返却してください。
損害賠償	<ul style="list-style-type: none">・各種備品・設備・鍵等を破損・損傷・滅失した場合は、窓口へ必ず報告してください。損害・補修については、賠償していただくことがあります。
ペット類の同伴	<ul style="list-style-type: none">・動物の施設内への同伴、持込は禁止です。ただし、身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の同伴は許可しています。

<p>緊急・災害発生 時等の施設使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉館の判断 施設管理者で、開閉館を判断します。閉館とした場合は、速やかに退館してください。 ・使用料の取扱いについて 上記により、使用を中止した場合は、使用料を還付します。
<p>駐車場・駐輪場 使用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使用目的以外の駐車・駐輪は禁止です。 ・長時間の駐車・駐輪はご遠慮ください。 ・障害者等用駐車場については、必要な方が駐車できるようご配慮ください。

●その他、詳細については、下記窓口までお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ窓口】

窓口（場所）	電話番号	担当内容
<p>多久市教育委員会 教育振興課（市役所4階）</p>	<p>0952-75-8022</p>	<p>・弓道場に関する事</p>
<p>（一財）多久市体育協会 （多久市体育センター）</p>	<p>0952-75-5385</p>	<p>・体育館に関する事</p>
<p>多久市国民スポーツ大会 推進課（市役所第2東庁舎）</p>	<p>0952-20-0268</p>	<p>・国民スポーツ大会に関する事</p>

この手引きの最新版は、多久市ホームページでご覧になれます。随時更新をおこないますので、ご確認ください。

<https://www.city.taku.lg.jp/map/board-of-education/map20489.html>

